

【月刊】

キャッチピース

72

通巻150号 99/6/20

# 今こそ、 ねばり強い闘いを

周辺事態法  
成立

## キャッチピース第8回全国会議 (東京)

湯浅一郎 (全国運営委員)

●今年の全国会議は、久しぶりの東京。折しも、ガイドライン関連法案をめぐる国会での攻防が予想され、会議後の申し入れの便利さから、とにかく東京ということになった。各地での取り組みは多忙を極めていたが、だからこそ全国の仲間がともに集って、どこを突破口としていくのかについて議論をした意義は大きかった。会場の芝浦サービスセンターへは、新橋からお台場などにつながった「ユリかもめ」で。

●  
初日の5月29日は、こだわってきた「自治体・民間動員をどう止めるか」と題しての市民フォーラム。北海道から沖縄までの50人強が集まり、編集部の中山さんの司会で始まった。福島議員秘書の竹村さんが、緊迫した国会状況を報告。今、国会は「戦争協力などに従わない」運動を事前につぶすための法律体系を一気に作ろうと

している。議員自身がものが言えなくなる局面がにわかにやってきた。連帯の挨拶にたった全日本海員組合の平山教宣部長は、生命と安全に関わることは立場の違いを越えて共同行動している。

その後、北から順に各地から報告を受けた。非核平和函館市民条例を実現する会の南部さんは、函館における港の非核・平和市民条例を制定させる運動を報告し、できるだけ近い次の機会に必ず実現させる決意が示された。山本さん(都の戦争協力を認めない市民グループ)は、東京都に周辺事態法と自治体協力に関する公開質問状を出した経緯を報告。福生の遠藤さんは、横田の経験からガイドラインと自治体協力に関する具体的事実をあげ、予想される変化を検討する必要を強調。沢田さん(相模補給廠監視団)は、物資の輸送では昔から民間動員が当たり前で、これから自治体がどこ

編集・発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円  
●通信会員(年額) 3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

に顔を向けるのかが問題だ。横須賀の広沢さんは、不審船事件で砲撃命令を下した横須賀の司令部への抗議行動や、市長の「周辺事態法は必要」発言の撤回を求める取り組みに全国の440団体が賛同してくれたと報告。浜松の竹内さんは、浜松、清水、東富士での運動の報告があった。蓮塾の立川さんは、舞鶴は自衛隊あつての街だが、不審船問題をきっかけに、議会が周辺事態法に関する意見書をあげ、舞鶴市職労が戦争非協力宣言をあげ、予想もできなかった動きが出てきている。和田さん（関西共同行動）は、阪神基地隊を焦点としてのカナダ艦や「おおすみ」寄港を通じての神戸港での攻防の重要性を報告。湯浅は、秋月弾薬廠での地雷の貯蔵と輸送問題、さらに岩国新港におけるMSC輸送船の使用問題を報告した。神田さんは、霧島、大矢野原での海兵隊の実弾演習を機に、熊本で初めて運動が盛り上がった。統さんは、錦江湾を非核の海にしようと、住民ネットを強める取り組みを報告。伊波さんは来年の沖縄サミットを迎え打つ取り組みが求められていることなどを報告した。

その後、新倉さんが、自治体の港湾管理権について提起。高知県の港湾施設条例改正の動きに対し国をあげて圧力をかけていることから見ても、この課題がいかに重要かがわかる。依然として非核法案の風が吹いており、一勝するのは遠くないし、その意味は計り知れない。最後に東京アピールを採択して、フォーラムを終えた。夜の第二部は会場を海員会館に移して問題別の討議。梶野さんは思いやり予算の問題性について報告し、SACO、港湾の使用料などもあわせ、安保の経済的側面について検討する必要が議論された。新倉さんは、地位協定の見直しを求める運動を続け

てきたが、闘いは第二ラウンドに入ったとし、基地の使用協定の開示を求めていくべきことを強調した。

伊波さんは地方分権一括法により、土地収用法が改悪され、公開審理の仕組みをなくそうとしている。これは私有権の侵害すら視野に入れたもので、有事立法に向け外堀が埋められていると話した。湯浅は、1月14日の低空飛行に関する日米合同委員会文書が、日本政府として低空飛行を初めて公認したもので、改めて運動を作りなおすべきと報告した。

翌朝は、近くの佃島区民会館でキャッチピースの全国会議。湯浅が議長を行い、まず田巻さんが活動報告、山中さんが会計報告をして、自由討論。周辺事態法の成立直後という情勢の中で、どのように運動を進めていくのかじっくり議論し、前年の神戸会議も踏まえ、港湾、空港の非核・平和をめざすことが、依然として焦点になりうることなど、活動の課題を下記のように確認した。

- (1) 港湾の非核・平和をめざす運動を全国各地で推進する。その一環として10月2-3日、函館での「全国交流集会」に積極的に参加する。
- (2) 航空法の検討等により自治体の権限を探り、空港の非核・平和を求める運動の方策を探る。
- (3) 自衛官とその家族を対象とした意見広告運動を進め、とりあえず旧軍港4市で行う。
- (4) 思いやり予算を含めて、「安保の経済学」とも言うべきものを模索する。
- (5) 地位協定については、基地の使用協定の開示を求めるなどさらに取り組みを続ける。

(6)地雷禁止条約後も、在日米軍の貯蔵と輸送の例外措置の告発の可能性を模索する。  
(7)市職労などの戦争非協力宣言などをより拡大させる取り組みを進める。

また組織、財政に関わって200人の会員を拡大する、運営委員として函館の南部貴昭さんに加わっていただくことになった。更に海兵隊いらない意見広告、思いやり予算を含めて軍事費削減キャンペーンなどの継続も確認された。ちなみに次回全国

会議は第一候補として高知、第二候補として三沢を決めた。

翌31日には、9人で首相官邸に申し入れを行った。私たちの要請に、秘書官は「事実に基づいて議論しよう」と答弁してきたので、詳細については後日改めて交渉の場を設けることを確認して散会した。周辺事態法が成立してしまった今こそ、粘り強い闘いが求められていることを改めて確認した3日間だった。

## 東京アピール

5月24日、周辺事態法をはじめとするガイドライン関係法が成立した。

平和憲法を根底からくつがえすこれら法律が、論議の深まりも、情報公開も不十分なまま党利党略の密室論議によって国会を通過したことに、私たちは、まず抗議する。これらの悪法には、なんらの民衆レベルでの合意は存在しない。

周辺事態法の核心の一つに、第9条に規定された有事における地方自治体や民間の動員がある。日本社会全体を戦争協力に駆り立てる意図を持ったこの条項は、必然的に、平素からの社会の軍事化を要請することになるだろう。

5月29日私たちは東京に集い、この「9条問題」について各地の状況を持ちより、情報を共有し、議論を深めた。事態は深刻である。だが、周辺事態法は成立後においても平和への希望が私たちの手のとどくところにあることを確認した。

周辺事態法への懸念と不安を表明した自治体は200を越え、今もそれは広がりつつある。

高知で、函館で、苫小牧で、室蘭で、そして和歌山で、非核神戸方式をすこしづづ姿を変えて新しい規範として打ち立てようとする市民と自治体がいる。

海運や航空など運輸の現場でたたかう労働者たちが、戦争協力拒否を表明している。

さらに私たちは、周辺事態法成立が、これまで在日米軍基地がもたらしていた様々な社会的問題になんらの免罪符を与えるものでもなく、米軍の既得権を容認する理由にもならないことをはっきりと確認したい。墜落の恐怖を振りまきながら繰り返される航空機の低空飛行訓練や離発着訓練、国内法の基準を無視して野放しとされている基地内の環境汚染、そして地位協定によって与えられた米軍・軍人に対する数々の特権。血税を浪費しつつける「思いやり予算」等々……。軍隊の横暴をチェックする目と耳を、さらにとぎすまそう。



資料：労働者の反対決議

【陸・海・空・港湾の交通・運輸事業に携わる人々による声明】

(3月19日)

「ガイドライン」関連法案は、国会での議論が進むにつれ、国民生活に与える影響の大きさと、私たち交通運輸関係に働く労働者を知らないうちに戦争への協力者としてしまう危険性が、日を増すごとに明らかになってきています。

- 1 アメリカが始める戦争に自動的に巻き込まれる険しい政府は「周辺事態は日本が自主的に判断する」といっていますが、これまでのアメリカによるパナマやイラクなどへの先制攻撃について、日本政府が「NO」と言ったことがあったでしょうか。
- 2 「後方地域支援だから安全だ」？—支援物資の輸送も「戦闘地域」の一手前の「後方」だけにとどめておいたのでは支援になりませんから、「戦闘地域」にまで輸送せざるを得ません。それを強制されるのは、わたしたち交通運輸産業で働く労働者です。
- 3 日本国憲法や国際法などの法の精神に違反—兵たん活動が国際的には戦闘行為の一部であることは常識です。武力行使を専守防衛に限定し、集団的自衛権の行使を禁止した憲法9条に違反します。民間航空機の安全を担保するために定められた「国際民間航空条約」と日本の「航空法」には、「民間航空機のみ」に適用し、軍や警察の航空機には適用しない」と明記されています。条約は「軍事協力は認めていない」のであり、軍事物資や兵員の輸送は戦争行為と判断されてもやむを得ません。
- 4 経済活動と国民生活に影響—「後方地域支援」は経済活動の大動脈である船舶、トラック、鉄道、航空機などの輸送手段を大動員し、港湾や航空、ターミナル施設を軍事優先に使用することになります。物流・生活必需品の停滞、国民生活の混乱が予想されます。
- 5 「自治体や民間への協力依頼」は実質的な強制—政府が許認可権限をもつ民間企業では、協力要請を拒否できない側面があります。個々の労働者が企業の業務命令を拒否する自由も奪われるでしょう。

—過去に何が起こったか、「周辺事態」で何が起こるか具体的に見てみましょう

- 海上輸送—第2次大戦中、商船の徴用により「後方」といわれる兵たん活動で、船員6万人余が戦没。イラン・イラク戦争では、多数の中立国船舶が戦闘に巻き込まれ650人が死傷、日本人が乗り組む船舶12隻が攻撃を受け、2人が犠牲に。
- 港湾運送・陸上輸送—輸送手段だけでなく、施設・設備も兵たん基地として攻撃目標となるのは常識。イラン・イラク戦争でペルシャ湾が戦場になったあとの物資輸送に携わったトラック運転手の死者は多数にのぼった。
- 航空—平時でも米軍機とのニアミスが相次ぐ日本、「周辺事態」となれば米軍機や自衛隊機が優先し、民間航空が使用する空域や航空路は寸断される。北朝鮮が軍事行動として韓国機や米国機を爆破したテロ行為などから、民間機がテロの対象になる危険性が見てとれる。
- 気象情報—航空機・船舶の運航や国民生活に欠かせない気象情報が、軍事機密として取り扱われることは過去の経験から明らか。

以上のように「周辺事態」になれば、陸・海・空すべての物流が停滞し、公共輸送機関はその役割を果たせなくなり、国民に多大な影響を与えます。そこに働く労働者の生命と財産も危機に瀕します。

私たち陸・海・空・港湾の交通運輸関係に働く労働者は「自らが絶対に加害者にならない」という決意を込めて、「ガイドライン関連法案に反対し、廃案をめざす」という一点で、立場の違いを越えて、国民各層を労働組合が連帯して行動するよう呼びかけます。

(抜粋)

賛同団体(順不同・20単産単組34万9千名):

全日本海員組合・船舶通信士労働組合・全国港湾労働組合協議会・全国港湾運送労働組合協議会・全日本運輸一般労働組合・交通運輸労働組合共闘会議・全国自動車交通労働組合総連合会・全日本建設農林一般労働組合・国鉄労働組合・全国鉄動力車労働組合・全運輸省労働組合・全運輸省港湾建設労働組合・全気象労働組合・全国税関労働組合・東京都職員労働組合港湾支部・横浜市従業員労働組合建設支部港湾分会・川崎市職員労働組合港湾支部・航空労組連絡会・日本乗員組合連絡会議・航空安全推進連絡会議

各位位

5月20日の機長組合 臨時組合大会で安全に関する要求として日米新ガイドライン関連法に賛同する2項目の要求が満場一致で可決承認されました。また、合わせて下記の決議が満場の拍手で採択されました。

安全に関する要求

(日米新ガイドライン関連法案に関して)

- (1) 乗客乗員の生命と財産及び航空の安全が脅かされる運航を行わず、国際民間航空条約に則った航空運送事業に専すること。
- (2) 後方支援活動の名の下に行われる兵たん支援活動(政府からの協力要請、あるいは米軍や第三者を通しての依頼による武器・弾薬・兵員等の軍事物資の輸送)は明確な軍事行動であり、これに協力しないこと。また、その方針を内外に明らかにすること。

決議

私たちは日本航空の安全運航と乗客・乗員の生命・財産を脅かす(日米新ガイドライン関連法「周辺事態法」に基づく)武器・弾薬・兵員等の輸送は行わない

日米新ガイドライン関連法案の一つである周辺事態法が4月27日に衆議院で可決され、現在参議院で審議中である。この法案の特徴の一つは、その条文の中で、周辺事態で米軍が軍事行動を起こす際に政府は「地方自治体や民間に対して、必要な協力を求めることができる」としていることにある。この法案が国会で審議される中で、政府の説明する後方地域支援活動が、すなわち軍事行動には兵たん支援活動であり、不測の事態の起こる恐れがあることが明らかとなった。

国際民間航空条約は民間航空機が武器・弾薬・兵員等を輸送することをその前文の中で戒め「国際民間航空の運用は安全に対する脅威である」と規定している。過去の歴史を振り返れば、第二次大戦において民間の商船や輸送船が徴用のとなり船員6万余名が犠牲となったという事実もあり、私たちはこの種の問題

資料●日航機長組合の協力拒否決議

に決して無関心ではいられない。国家間の軍事的緊張が航空の安全に直接影響した例として、かつて1987年11月29日に大韓航空機がアダンマン海で、また1988年12月21日にバンナムのジャンボ機がスコットランド上空で、テロの対象とされ爆破されたという事実や、国際テロという形で民間航空機がハイジャック等の数々の脅威にさらされて来た事実も見逃せない。

このように民間航空の軍事的運用が安全運航と乗客・乗員の生命・財産を守る上で、極めて有害であるという事実はいくつもの事実が証明している。現行法では危険物輸送については厳しい制限が課せられている。にもかかわらず、軍事機密という中での輸送は、ますます危険性をはらんでいる。更に新ガイドライン関連法には現在でも過密化やニアミスが問題となっている民間空港の米軍優先使用なども盛り込まれており、空域の安全問題としても、また流通面で国民生活に与える影響からも看過できない内容となっている。

また、国会の議論で明らかになったように、新ガイドライン関連法は自治体や民間に米軍への協力を実質的には強制するという側面もあり、そこに働く労働者の安全と基本的権利をも脅かすものとなっている。

これらは航空の安全や国民生活、また人権の侵害にもつながるものであり、機長組合として到底認めるわけにはいかない。こうした認識は日本全国で働く交通運輸労働者にも広がっている。現在、安全会議が呼び掛けた陸・海・空・港湾労組20団体が集まり、ガイドライン関連法案に反対する見解を表明している。

こうしたことから、私たちは如何なる理由があるにせよ、日本航空が戦争との関わりをもつ軍事物資を輸送することに反対するものである。私たちは政府からの協力要請、あるいは米軍や第三者を通しての依頼による軍事物資の輸送に従事しないことをここに固く決議する。

また同時に日本航空をはじめとする我が国のすべての航空経営者に対して、このような武器・弾薬・兵員といった軍事物資の輸送の依頼を拒否するよう強く求める。私たちは民間航空の安全重視のこうした姿勢が国民の信頼を得て、民間航空の発展につながるものと確信するものである。

以上

1999年5月20日 日本航空機長組合 臨時組合大会

(13)

ことと、周辺事態法によって軍事行動に協力させられることは、まったく矛盾する行為です。私たちは、万一法案が成立することがあっても、世界と日本人々の生命と暮らしを守る立場から、軍事行動及びこれに類する業務は一切行わない決意です。同時に、この法案が成立しないうちに、過去の歴史に学びつつ良心に恥じない行動をとることが求められていると思います。

つきましては、貴職が自治体の長として、憲法と地方自治を擁護する立場から、下記の事項を実行されることを強く要請します。

### 記

1. 世界に開かれた海洋・文化都市「舞鶴」として、世界の平和と舞鶴市民の生命と暮らしを守るために、この法案に反対する声明をあげていただくこと。
2. この法案を廃案にするために、貴職がその権限を生かし、舞鶴市議員と市民の先頭に立って奮闘されること。
3. この法案にかかわる業務については、舞鶴市長として市職員に今後とも一切行わせないこと。

資料●舞鶴市職員の協力拒否決議

ムッソリキツ月17日

舞鶴市職員労働組合  
執行委員長 曾根 重明

### 要 請 書

政府は、現在国会で審議されている周辺事態法案を、十分な審議を尽くさないまま今月24日にも成立させる動きを強めています。

この法案は、アメリカの軍事行動に対して、「周辺事態」の名のもとに日本が自動的に参戦することを義務付けています。同時に、地方自治体や国民に対して、軍事行動への協力を求めることができますとしています。

このような法案に危惧をいだいた舞鶴市議会をはじめ全国の自治体が、法案に関する具体的な情報と十分な意見聴取を求めていたにもかかわらず、政府はこの要望に応えようとはしていません。

もし、この法案が成立してしまえば、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危険性は極めて大きいといえます。私たち日本国民は、憲法の平和原則に基づき何としても戦争を避けなければなりません。特に舞鶴は、戦前は軍港都市であったため空襲の惨禍を経験し、戦後は引揚港として海外から66万余の人々を受け入れた歴史を有し、市民の平和への想いは非常に強いものがあります。

また、私たち自治体労働者にとって、住民の安全、健康、福祉を保持する

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイツ幸1-B 〒・FAX 045(433)3483 E-MAIL: tamaki@ab.mh.or.jp 編集●月刊キャッチピース編集委員会 郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース 定価●100円 (通信会員年間3000円)

ことと、周辺事態法によって軍事行動に協力させられることは、まったく矛盾する行為です。私たちは、万一法案が成立することがあっても、世界と日本人々の生命と暮らしを守る立場から、軍事行動及びこれに類する業務は一切行わない決意です。同時に、この法案が成立しないうちに、過去の歴史に学びつつ良心に恥じない行動をとることが求められていると思います。

つきましては、貴職が自治体の長として、憲法と地方自治を擁護する立場から、下記の事項を実行されることを強く要請します。

### 記

1. 世界に開かれた海洋・文化都市「舞鶴」として、世界の平和と舞鶴市民の生命と暮らしを守るために、この法案に反対する声明をあげていただくこと。
2. この法案を廃案にするために、貴職がその権限を生かし、舞鶴市職員と市民の先頭に立って奮闘されること。
3. この法案にかかわる業務については、舞鶴市長として市職員に今後とも一切行わせないこと。

資料●舞鶴市職員の協力拒否決議

ムッソリキツ月17日

舞鶴市長 江守 光起 様

舞鶴市職員労働組合

執行委員長 曾根 重明

### 要 請 書

政府は、現在国会で審議されている周辺事態法案を、十分な審議を尽くさないまま今月24日にも成立させる動きを強めています。

この法案は、アメリカの軍事行動に対して、「周辺事態」の名のもとに日本が自動的に参戦することを義務付けています。同時に、地方自治体や国民に対して、軍事行動への協力を求めることができるとしています。

このような法案に危惧をいだいた舞鶴市議会をはじめ全国の自治体が、法案に関する具体的な情報と十分な意見聴取を求めていたにもかかわらず、政府はこの要望に応えようとはしていません。

もし、この法案が成立してしまえば、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危険性は極めて大きいといえます。私たち日本国民は、憲法の平和原則に基づき何としても戦争を避けなければなりません。特に舞鶴は、戦前は軍港都市であったため空襲の惨禍を経験し、戦後は引揚港として海外から66万余の人々を受け入れた歴史を有し、市民の平和への想いは非常に強いものがあります。

また、私たち自治体労働者にとって、住民の安全、健康、福祉を保持する

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘10-4 ハイツ幸1-B 〒1-FAX  
045(433)3483 E-MAIL: tamaki@ab.mh.or.jp 編集●月刊キャッチピース編集委員会 郵便振替●00160-7-136148 キャッ  
チピース 定価●100円 (通信会員年間3000円)